令和７年度第１回ワーキングチーム意見

資料２

（第８期埼玉県障害者支援計画の策定に向けた検討課題の素となる意見）

令和７年１０月２７日

|  |
| --- |
| Ａチーム |

・　障害に対する理解がなく、本当に困っている方が不動産屋に行って家を借りる

　ことが出来ない。障害を理由に賃貸契約を断った業者に市から一報を入れたが、

　同業者は「当社は障害者差別解消法を十分理解のうえ適切に対応している」との

　反応。

　　県が主導して企業に向けた差別解消の取組を行うべき。

・　具体的にどのようなことが配慮になるのかをうまくアピールする必要がある。

・　障害のある方に対する実質的、具体的配慮を学ぶためにも、彩の国いろどり

　ライブラリー事業の活用を推進すべき。

・　障害当事者が実際に動く必要性を感じる。例えば、自分自身の例だが、スーパ

　ーマーケットで買い物をしても、自分自身では商品をビニール袋に入れることが

　出来ない。繰り返し通ううちに何も言わずとも購入した商品をビニール袋に入れ

　てくれるようになった。

　　障害のある人自身が自らに必要なサポートを申し出やすい環境、それを受けて

　周囲が気楽にサポートしやすい環境を作るべき。

・　障害のある人が住宅を確保するサポートだけでなく、住み続けるための支援も

　必要ではないか。

・　選挙に関して、投票所に行くまでのサポートが必要である。

・　企業は、共生社会の実現というテーマや障害当事者とどう付き合うべきか暗中

　模索の状態。

　　成功例とされる事例の共有、成功事例に対する表彰等を実施すれば企業が取り

　組みやすいのではないか。

・　子供のころから障害者と共に学ぶことが大事。

・　難病患者が就職出来ないという話を良く聞く。障害及び難病に対する理解を

　進めるための研修が必要。

　　研修する人材が不足しているので、求める配慮を一番理解している障害・難病

　当事者に講師となっていただかないと企業等の理解が進まないと思う。

・　彩の国いろどりライブラリーについて、登録講師は身体障害者だけでなく

　他障害の講師も登録するべき。

・　彩の国いろどりライブラリーについて、下手な講演をすると、かえって差別を

　助長してしまう。

　　登録講師がしっかり講演できるような体制を整備しなければならない。

・　彩の国いろどりライブラリーの依頼を増やすため、学校が社協に相談し、社協

　が学校に対して彩の国いろどりライブラリーを紹介するようなルートの構築が

　必要。そのため、県社協から市町村社協に働きかけてもらう必要がある。

・　彩の国いろどりライブラリーを聞く側、受ける側の動機をどのようにするか、

　という観点が必要。

　　共生社会実現の本当の意味の動機付けが企業等に対して弱い。

・　強制的にやるのであれば、義務教育のカリキュラムに入れる等の手段が考えら

　れる。

・　彩の国いろどりライブラリーホームページに掲載している講師リストの表に

　ついて、講師がどのような講演を行ってくれるか、もっと分かりやすくした方が

　よい。

・　彩の国いろどりライブラリー事業について、企業にも紹介した方がいい。

・　市町村職員研修にいろどりライブラリーを利用するよう県から市町村に働きか

　けを行うべき。

|  |
| --- |
| Ｂチーム |

・　障害者の職業訓練について、視覚障害者の在職者訓練・求職者訓練の委託事業

　を実施するようにした方がいい。

　　現状、国立リハビリテーションセンターでは実施されているが、県においても

　実施の必要がある。

・　それぞれの障害特性ごとの合理的配慮に係る県方針を速やかに決定し、ＤＸ

　計画に反映すべきである。

・　市町村を支援する等して、中途視覚障害者を視覚障害者専門機関につなぐ支援

　を事業化するべき。

　　同事業に関しては県眼科医会等の協力のもと効果測定を行う等するといい。

・　障害者の健康診断が十分に実施されていない。

　　健康診断にかかる費用補助、受入病院による受診拒否等への対応が必要。

　障害者が健康診断を受けるに当たっては同行等のサポートも必要である。

・　地域移行という観点から、今の暮らしの場の状況、状態を調査した方がいい。

　　施設によっては入浴回数、リハビリの充実度、余暇活動有無が異なるため。

　　生活介護、グループホーム等は障害当事者が日中どのような生活をしているか

　見えづらい。現場のイメージが湧かないと十分に計画に盛り込む内容を検討する

　ことが出来ない。

　　照会するにあたっては以下を詰める必要あり。

　　何を対象にどのような質問項目を入れるか。

　　その項目は何のために聞くか。

　　計画にどのように反映させるか。

・　行政職員が、グループホーム、生活介護等、協力していただける施設に半日で

　もいいので、見学に訪問し、現場のイメージを把握するとよい。

・　65歳以上の障害当事者の場合、介護保険が適用され、介護施設へ移行する方も

　いるが、人間関係、コミュニケーション等意思疎通の状況が急に変化し、ストレ

　スから体調を悪化させ亡くなる人もいる。

　　安易に65歳以上の当事者を介護保険に移行すべきではない。

　　国も一律に移行するというスタンスではないので、障害福祉の世界に残るか

　介護保険の世界に移行するか、障害当事者の意見、意思を確認し決定することが

　重要。

・　手話通訳者等養成事業修了者6名、要約筆記者養成事業6名は、担い手確保と

　して成果が少なすぎる。

　　高齢となった通訳者等が引退することも踏まえ、県が通訳者等を増加させる方

　針を打ち出し、場合によっては金銭的サポート等をしていただきたい。

・　障害福祉等を担う人材不足が深刻。行政にも危機感を共有してほしい。それを

　踏まえて人材確保について何か対策を取ってほしい。

　　蓮田市に働きかけて、市内障害者、高齢者福祉施設及び職員を紹介する特集を

　市報上で組んでもらった事例がある。県でも同様の対応を取っていただきたい。

　　福祉施設に就職した後の定着に関するフォロー事業はあるので、人材確保に

　関する内容について検討が必要。

・　アンテナショップかっぽに中学生が職場体験に来ているが、普段の生活の中で

　は障害者に出会わない子供を対象に、一緒に働くことはとてもいいことだと思う。

　　こういった事例を増やした方がいい。

　　最終的に障害福祉に共感を持ってもらうことが大事。その観点から言えば、

　是非、小学生との交流機会を検討してほしいとも思う。

・　テレワークによる障害者雇用が進んでいるが、各市町村で対応が分かれる

　ケースが発生している。

　　具体的には、東京に所在する会社に雇用され、県内障害者が自宅等でテレワー

　クする場合、国及び県等から指針が出ていないために、当該障害者に対する補助

　金支出可否が市町村によって判断が異なる事例が発生している。

　　県において障害者のテレワーク雇用を推進しているという方針を打ち出すと

　ともに、補助金支出対象か否か、考え方について示してもらった方がいい。

|  |
| --- |
| Ｃチーム |

・　災害救助法の改正により、救助の種類に「福祉サービス」が追加されたため、

　障害者施策推進協議会の提言中に、市町村はしっかり対応することと記載する

　必要あり。

・　ピアサポート研修について、他県は基礎研修と専門研修を一体的に捉えて、

　セットで受講するように促されているが、埼玉県は広く基礎研修を受けるよう

　周知している。

　　ピアサポーターとして働くということに特化した研修になっていない。

　　本来は専門研修まで受けた方がよい。

・　福祉は支援の継続性が重要。障害者理解を深めることに関しては、教育局でも

　同様のテーマで取り組み、県庁内で横の連携を密にしていただきたい。

・　特別支援学校、学級で特性に配慮した適切な支援が受けられると思って入学

　したにも関わらず、適切な対応がなされず不登校になる児童生徒が多い。

　　まだまだ教員の専門性の獲得、障害理解が進んでいない。

・　放課後デイサービスについて、ただの預かり機能になってしまっている。

　　同サービスについてはまだまだ議論の余地がある。

・　埼玉県においては、厚生労働省が取り組み始めた最新事業（家族支援体制整

　備？）の情報等も正確に情報収集すること。

・　発達障害に関しては、家族支援も少ないし、発達障害のことを正しく学べる

　機会も少ない。

　　療育に行けない子が発生しないくらい療育機関が存在するにも関わらず、療育

　機関が親に対し発達障害の特性を教示しないために、我が子への対応方法が

　分からない親が相当数いる。

　　療育機関は、当該発達障害児の生活上の困難に対して必要なサポートがあれば

　上手く対応できるというものを具体的に探る、伝えるものであるべき。

　　学校等に我が子に対する合理的配慮の提供を求めるにしても、「対話」が求め

　られるにも関わらず、自分の子の障害特性を理解していないことから、我が子に

　必要な具体的サポートを説明できず、結果として合理的配慮を受けられない例が

　多発。療育機関の在り方を検討するべき。

・　療育、福祉サービス等従事人材の質について厳しい状況がある。

　　給料アップ、労働時間削減等の労働環境整備を進めているが人材確保が追い

　ついていない。

・　福祉サービスの対象とならない子、成人期の知的障害・発達障害の方々に対し

　て専門的サポート、療育を行う『地域療育事業所』が県内に17機関ある。

　　そういった事業所を活用すべき。実際に、3歳から療育を始めた子が30歳近く

　になった現在でも、適切な事業所の関わりにより、成長が見られる例がある。

　　県が専門性を持つ方々を確保して県内全域に配置することも考えられる。

・　児童発達支援、放課後等デイサービスなどで、親同士の交流場面やペアレント

　トレーニングの機会を作り、お互いを学び合い、理解し合う環境が必要である。

・　不登校は普通校でも増える一方。学校が居場所になっていないことが問題。

　　学校教育そのものを問題にしないといけない。

・　聞こえない子の学校環境も難しい。手話教育が難しく、コミュニケーションが

　取れない、手話が出来ない教員がいる等、不登校にも様々な原因がある。

・　災害時、障害種別ごとに必要な支援を記載した防災パンフレットを作成、配布

　するべき。

・　医療的ケア児の災害時支援について、上記防災パンフレットに特性に配慮した

　支援方法が掲載されていても、近所の方々に理解してもらって、誰が災害時に

　サポートしてくれることとなるのか明確にならない。

　　防災パンフレットの配布と同時に明確にされた災害時支援計画が県民に行き

　渡る必要がある。